

第3章 譲渡に向けた動物の飼養管理

1 飼養管理の基本的な考え方

動物愛護相談センター（以下「センター」という。）に保護・収容した動物については、センターの獣医師が個体管理票を作成し、管理を行っています。食欲、便の状態等、個々の動物の健康状態を毎日観察し、記録しています。

拾得者からの引取り等により保護・収容した動物が感染症に罹患している疑いがある場合等には、他の動物から適切に隔離し、人や他の収容動物に感染を拡大させないように衛生管理を徹底しています。また、負傷動物を保護・収容した場合には、必要な治療等を実施しています。

飼養管理に当たっては、以下に示すような動物の福祉（5つの自由）の視点に配慮しています。

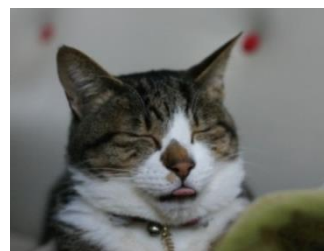
5つの自由とは、動物福祉の基本理念とされるもので、具体的には以下の項目を指します。

< 5つの自由 > 世界獣医学協会（WVA）の基本方針より

1. 飢え・渇きからの自由：完全な健康と活力を維持するための新鮮な水と食餌
2. 不快からの自由：休息場所を含む適切な収容環境
3. 痛み、負傷、病気からの自由：予防と迅速な診断および治療
4. 本来の行動がとれる自由：十分な空間、適切な施設、動物種に合った交流
5. 恐怖・抑圧からの自由：精神的苦痛を避ける環境や処置

2 動物の保護・収容

センターでは、動物愛護管理法や東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づき、飼い主からの引取り、拾得者からの引取り、負傷動物の収容、犬の捕獲・収容など、動物の保護・収容を行っています。それぞれの場合について対象となる動物等を説明します。



保護・収容された猫

(1) 飼い主からの引取り

飼い主には、動物が命を終えるまで適正に飼う、終生飼養の責任があります。そのため、飼い主の方から犬や猫の引取りについて問合せがあった場合には、まずは、飼い主が最後まで飼い続けることができるよう助言を行っています。例えば、引取りを希望する理由が動物の病気である場合は、かかりつけの



獣医師によく相談すること、鳴き声などの問題行動が理由である場合は、しつけの方法や必要に応じてトレーナー等の専門家へ相談することなどをアドバイスします。

飼い続けることができない理由がやむを得ないものである場合は、御自身で新たな飼い主を探す努力をしていただくように具体的な方法などを助言します。例えば、まずは身近な親族や友人に相談する、インターネットや貼り紙で新しい飼い主を募集する、ボランティア団体に相談する、などの方法を具体例を交えて説明します。また、動物が高齢となり、飼い続けることが難しくなった場合は、老犬・老猫ホームなどを活用することも一つの方法として御検討いただくこともあります。

飼い主自身で取り得る方法を御検討いただいた上で、問題の解決が困難であり、やむを得ない理由と認められる場合において、センターでは引取りを行っています。

実際の引取りに際しては、あらかじめ電話等で日時及び場所等を決めてセンターに来所していただき、来所時に手数料を御負担いただいています。

なお、「やむを得ない理由」については、

- 飼い主の死亡や施設入所等により、動物を継続して飼養できない状況となり、かつ新たな飼い主が見つからない。
- 人を咬む等の事故を起こした後、再び危害を引き起こす危険性が極めて高く、飼い主が制御できない。

などの場合がこれに当たるものと考えています。しばしば相談をいただくことがある犬や猫が高齢や病気という理由は、「やむを得ない理由」には当たらないものとしています。

【参考】平成30年度の飼い主からの引取数：犬 45頭、猫 24頭

(2) 拾得者からの引取り

都内で飼い主が分からない犬や猫を保護した人から引取りの相談があった場合には、状況を詳細に聴き取った上で、以下の場合などに引取りを行っています。

猫については、親猫が死んだり、親猫が飼育を放棄したりした場合など、そのままでは死んでしまう離乳前の子猫を引取りの対象としています。自活できる猫や親猫が育てている子猫は、引取りの対象とはしていません。

また、故意や悪意をもって捕獲した動物も、引取りの対象とはなりません。

なお、動物の遺棄は犯罪になりますので、遺棄が疑われる場合は、警察へ通報するよう説明しています。

【参考】平成 30 年度の拾得者からの引取数：犬 155 頭、猫 253 頭



(3) 負傷動物の収容

公共の場所において、怪我や病気により自力で動けなくなっている飼い主不明の動物については、発見者からの通報に基づき、収容を行っています。

収容する負傷動物は、都の条例により、犬・猫・にわとり・あひる・いえうさぎとしています。

【参考】平成 30 年度の負傷動物の収容数：犬 12 頭、猫 296 頭、いえうさぎ 1 羽

(4) 犬の捕獲・収容

犬の放し飼いやノーリードでの散歩は、都条例に基づき禁止されています。放し飼いの犬がいる場合は、咬傷事故等を未然に防ぐため、センターで捕獲・収容を行っています。

【参考】平成 30 年度の犬の捕獲・収容数：49 頭

(5) 保護・収容動物の公示

センターで保護・収容した動物で、飼い主の分からない動物については、法令の規定に基づき、管轄の区市町村で一定期間公示することに加え、センターのホームページに「収容動物情報」として写真等を掲載し、飼い主に返還するための情報提供を行っています。

3 飼い主への返還

収容期間中に飼い主が判明した動物については、飼い主に対し、適正に飼養していたためだけの注意指導を行った後、返還しています。返還に当たっては、返還手数料や返還までに要した日数分の飼養管理費を、飼い主に御負担いただいています。

【参考】平成 30 年度の返還数：犬 120 頭、猫 22 頭

4 保護・収容動物の飼養管理

(1) 健康管理

保護・収容動物は、より健康な状態で新たな飼い主に譲渡することを目指し、必要な健康管理とワクチン接種等を行っています。

なお、犬に狂犬病予防注射を行った場合は、センター各所（本所・城南島出張所・多摩支所）の所在地を管轄する区・市役所(犬の登録窓口)に、注射済票交付申請を行い、交付された注射済票を当該犬に着けています。

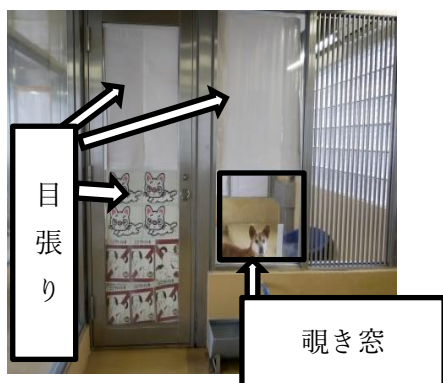
(2) 飼養管理の充実に向けた取組

ア QOL（Quality of Life）の確保に向けた取組

保護・収容動物が老齢であったり負傷したりしている場合、あるいは、人に慣れない等の問題行動がみられる場合には、センターでの飼養管理が長期となることがあります。長期間の飼養管理においても、動物のQOLが確保されるように、動物福祉の考え方を踏まえ、①飼養環境の改善、②職員の専門能力の向上、③人との生活に慣れることを目的として健康管理や馴化のための取組を実施しています。

〈取組例の紹介〉

○ 犬舎の目張り（①、③に関する取組）



相性が合わない犬同士を隣接した区画に入れると、牽制、威嚇等の問題行動に発展していくことがあります。この対策として、収容犬の区画の入替えを行い、相性が合わないものを離し、状況に応じて区画間に目張りをする事で、視覚情報によるストレスを軽減する工夫を行いました。

また、ガラスに飛び付きジャンプを行う収容犬には、上方は目張りをして、下方の一部は目張りをせずに覗き窓を作ると、その窓を覗いて職員が近づくのを待つようになり、飛び付きを軽減することができました。

○ 動物紹介カードの作成（③に関する取組）



譲渡対象犬の名前、性格や特徴を紹介する写真付きの「動物紹介カード」を作成し、それぞれのケージの前に掲示しました。掲示を開始してから、来所者が動物紹介カードを目にし、ケージ越しに収容犬の名前を呼びかける光景などが見受けられました。

○ 人への警戒心を解くための取組（みんなでおやつ作戦）（③に関する取組）



犬舎入口におやつ袋を設置し、職員が犬舎に入る度におやつを与えました。人を警戒し、体を触らせない収容犬には大変効果的でした。人が近くに来ると良いことが起こるというパターンを学習し、次第に職員に近づいてくるようになり、数か月後には体を触らせるようになりました。

○ 動物愛護推進員とのミーティング（②に関する取組）



家庭犬しつけトレーナーである動物愛護推進員の方に定期的に来所してもらい、人との生活に適した状態とするために必要な個々の収容犬のトレーニングなどの改善策等に関するミーティングを実施しています。

○ 散歩・トレーニングにおける取組（①、③に関する取組）

犬は、毎朝の散歩時の状態を散歩チェック表に記録し、健康管理を行っています。散歩をすることで犬の性格を把握し、譲渡の際に新たな飼い主にお伝えすることで、飼い主とのより良い関係づくりにつなげています。また、散歩に加え、広場で遊ばせたり、トレーニングを行ったりすることで、犬のストレス軽減や問題行動の改善につなげています。



○ 猫用ケージの環境改善（①に関する取組）



ステンレスケージの床に柔らかい緩衝材を敷く、1頭でケージ2区画分を使用し半分目隠しする、猫用トイレと離れた場所に柔らかい敷物を敷いたかごや上下運動できる箱を設置する等、少しでも猫が快適に過ごすことができるよう工夫することで、怖がりの猫が活動的になるなど、新しい飼い主への譲渡につなげることができました。

○ 人のいる生活への慣らし（③に関する取組）

執務室内に譲渡対象猫のケージを置き、人のいる生活環境に慣らしています。また、職員が抱っこしたり、なでたり、おもちゃ等で遊んであげたりすることなどにより、猫の社会化を図っています。



イ 職員研修の充実

センターの保護・収容動物は、一般家庭などとは異なった飼育環境で暮らしています。このため、動物福祉の考え方のもと、譲渡を促進することを目的に、動物の健康管理、望ましい生活環境の維持、気質の評価や行動学、マッチング等に関する最新の知識を習得できるよう、職員研修の充実を図っています。

センターに臨床獣医師を招いての獣医療研修を実施しているほか、家庭犬しつけトレーナーによる研修等の受講などにより、収容動物の QOL 等の向上に努めています。



獣医療研修の様子



トレーニング研修の様子

ウ ボランティアとの連携

センターでは、上記の取組以外にも、様々なボランティアの協力を得ながら、飼養管理の充実に努めています。

例えば、動物を清潔に保つとともに、シャンプーやブラッシングに慣れさせることで、人との信頼関係の構築を図ることを目的として、トリミングボランティアをお願いしています。

犬のトレーニングボランティアとの協働により、ハンドリングが難しい犬の問題行動の改善にも努めています。



ボランティアによるトリミングの様子